交通事故等における懲戒処分基準(平成25年9月6日から適用)

1 懲戒処分基準表

	事故等の程度	致 死	傷害の程度			
No.			重傷	軽 傷	物損	無事故の場合
	事故等の事由		(30 日以上)	(30 日未満)		
1	酒酔い運転 (※1)	免職	免職	免職	免職	免職
	措置義務違反あり	免職	免職	免職	免職	_
2	酒気帯び運転 (※1)	免職、停職	免職、停職	免職、停職	免職、停職、 減給	免職、停職、 減給
	措置義務違反あり	免職	免職	免職	免職、停職、 減給	_
3	無免許運転	免職	免職、停職	停職	停職	停職
	措置義務違反あり	免職	免職	免職、停職	停職	_
4	速度超過	免職	免職、停職	停職、減給	停職、減給、 戒告	停職、減給、戒 告、文書訓告、 厳重注意
	 措置義務違反あり	免職	免職	停職	停職、減給	_
5	その他の法令違反	免職、停職、 減給	免職、停職、 減給	減給、戒告、 文書訓告	減給、戒告、 文書訓告	戒告、文書訓告
	措置義務違反あり	免職、停職	免職、停職	停職、減給	停職、減給、 戒告	_

[※] 酒酔い運転又は酒気帯び運転(以下「飲酒運転」という。)をしていることを知りながら同乗し、又は飲酒運転となることを知りながら飲酒を勧めた職員は、飲酒運転を行った場合と同様に、上記基準により処分するものとする。

2 その他

- ① 上記については、違反又は事故の状況等により、加重又は軽減することができるものとする。
- ② 事故の前歴がある場合は、処分を加重することができるものとする。
- ③ 管理監督すべき立場にある者が適切な指導を欠いた場合には、処分の対象とするものとする。
- 事故報告を怠った者については、処分を加重することができるものとする。
- ※ 交通事故等が発生したときは、山形市職員服務規程第20条の規定に従い、当該職員は速やかに その内容を所属長に報告し、その報告を受けた所属長は、速やかにその状況を調査して事故報告 書により人事担当課に報告すること。